

III ニュージーランドにおける政府会計制度の改革

1. ニュージーランドの行財政改革の背景

ニュージーランドは、英国との緊密な経済関係に支えられて、第2次世界大戦前は世界でも有数の所得水準を誇る国であったが、1970年代の石油危機及び英国のEEC加盟により経済状況は大きく悪化した。こうした状況に対して、同国政府は、輸入制限の拡大や金融市场規制の強化による保護主義的な政策を進めるとともに、公共投資や産業補助金等の財政支出を増加させる等により対応した。

このような経済・財政政策の結果、1980年代初頭にはOECD諸国で最も規制の強い国と言われ、財政赤字の拡大等さらなるマクロ経済の悪化を招來した。

危機的な経済状況の中、1984年の総選挙で発足したロンギ労働党内閣は、規制緩和等による経済構造改革、政府の経済的関与を極力少なくし、市場原理を導入するための政府部门の民営化、企業化及び効率的な財政管理等の行財政改革が進められた。

2. 政府の財政制度改革の経緯

○1989年公共財政法制定以前：

国有企业(state-owned enterprise)及び公的法人(crown entity)では発生主義会計を導入済み

○1988年国家部門法(State Sector Act 1988)：

- 大臣と事務次官(chief executive)の関係をアウトプットの購入を内容とする契約制に変更
- 行政資源の管理権限を事務次官へ大幅に委譲

○1989年公共財政法(Public Finance Act 1989)：

- 各省庁及び政府全体に対して発生主義による会計手続を義務付け
- 各省庁に対して発生主義による予算手続を義務付け(1994年度から実施)
- 官民に共通して適用される会計基準である「一般に認められた会計原則(generally accepted accounting practice:GAAP)」を中心政府の会計原則とし

て採用

- ・各省庁は各々財務管理のため銀行口座を保有
- ・事務次官は自省庁の財務管理について責任

○1991-92年度¹⁾：発生主義による政府全体の最初の財務報告書を議会に提出

○1993年財務報告法(Financial Reporting Act)：

- ・大部分の民間及び公的主体に対してGAAPに沿った財務報告を作成するよう義務付け
- ・会計基準を承認する機関として、会計基準評価審議会(Accounting Standards Review Board:ASRB)を設置

○1994年財政責任法(Fiscal Responsibility Act)：

- ・予算編成において発生主義による中長期的な財政見通しを行うことを政府に義務付け

3. 政府部門の財政管理システム

ニュージーランドでは、1989年の公共財政法制定を機に財政管理制度の大改革を行い、財政戦略の具現化、意思決定及びアカウンタビリティの向上、効率的な行政運営の促進を目的として、財政計画から予算、会計を含めた総合的な財政管理体制を構築した。具体的には、以下のような流れによって財政管理が行われる。

- ①総理・内閣府が設定する政府の長期目標である戦略的目標分野(Strategic Result Areas)の決定
- ②予算方針(Budget Policy Statement)の策定
- ③予算案(政府支出金の見積り)の作成
- ④大臣と事務次官との業績契約(Performance Agreement)及び大臣と各省庁との購入契約(Purchase Agreement)の締結(必要があれば予算案の見直し)
- ⑤予算法案(Appropriation Bill)の議会承認

¹⁾ ニュージーランドにおける会計年度は、7月1日から翌年の6月30日までである。

- ⑥各省庁及び全政府月次財務報告 (Monthly Financial Statement) の作成
- ⑦各省庁及び全政府年次財務報告の作成
- ⑧財務報告の次年度予算 (①及び②) への反映

4. 政府会計制度の特徴

(1) 政府の概念

ニュージーランドにおける「政府」の概念は、以下の 2 つの概念に分離される。

- 奉仕者としての "the Crown" : 中央省庁 (ministries and departments)
- 主体としての "the Government" : 議会及び内閣を指し、"the Crown" を所有

(2) 政府会計制度を理解する上で重要な概念

- インプット (input) : 財やサービスを生産するために用いられる資源
- アウトプット (output) : 政府が省庁その他の機関から購入する財やサービス
- アウトカム (outcome) : アウトプットの社会への影響

(3) 大臣と事務次官の関係

大臣 (政府) と次官は、次のような責任に基づく契約関係にある。

- 次官 : 大臣と合意したアウトプットを生み出す責任
- 大臣 : アウトプットの選択及びアウトプットが及ぼす影響 (アウトカム) に係る責任

例 : 交通事故の減少を政府の政策目標 (アウトカム) とする場合

- 政府は関係省庁からアウトプット (道路パトロール、車両安全検査、道路管理、運転免許等) を購入
- 関係省庁の次官は、各々のアウトプットの達成について責任を負うが、アウトカム (交通事故の減少) の達成には責任を負わない。

(4) 政府全体 (the Crown) の会計と各省庁の会計の分離

上記のような大臣と次官の関係に基づき、それぞれが持つ責任の範囲内について政府全体の会計及び各省庁の会計に別々に計上されることとされている。

○各省庁会計：大臣と次官が合意した範囲において当該省庁がアウトプットを生み出すことに直接関連する、次官の責任の下で管理されるもの
(例：人件費及び事務経費、コンピュータや機械設備等)

○政府全体会計：各省庁会計に計上されないもの
(例：税収、各省庁への予算配分、インフラ資産等)

(5) 大臣(政府)の立場と発生主義会計の考え方

大臣は、政府(the Government)の代表者として、次の2つの観点から省庁の活動に関心を持ち、省庁の事務次官はこれら両面について責任を有する。

①所有者(owner)としての大蔵(政府)の立場

=行政資源の所有者としての立場

関心事：省庁が用いる行政資源が有効に使用されているか

他に望ましい行政資源の投資方法があるか

→資本支出と経常支出を区分し、投資の業績を判断する必要

→発生主義会計が必要

②購入者(purchaser)としての大蔵(政府)の立場

=アウトプット(行政サービス)の購入者としての立場

関心事：省庁が提供する財・サービスの質や量は適正か

省庁以外の供給者からより良い、より安いアウトプットを購入できないか

→民間における購入契約と同様、アウトプットの質、量、時間、場所、価格に関する情報が必要

→発生主義会計が必要

(6) 発生主義会計導入の効果

①政府全体としては、議会や選挙民に対して、公的資源の管理全体についての説明

責任能力を高める効果がある。

○財政状況を評価するための会計的手段の能力が高まる。

○貸借対照表等による追加情報によって現在の政策決定の長期的な財政への影響をより鮮明に見通すことができる。

- 会計情報の集積により、資産・負債の正確な把握及びそれらの効率的な管理を促進する。
- ②各省庁レベルとしては、以下のような効果がある。
 - アウトプットを生み出すための全費用を毎年確認できるとともに、各年相互間を比較することが可能となる。
 - 大臣が、必要とするアウトプットを生み出すための供給源を公共部門によるか民間部門によるかを比較することが可能となる。
 - 各省庁が保有する資産を最大限有効に活用すること、また、アウトプットを生み出すのに必要な資産か否か見直すこと、及び新たな資産を購入すべきか否かの精査をすることのインセンティブとなる。

(7)予算とのリンク

効率的な財政運営を促進するためには、発生主義に基づく財務報告による会計情報を予算に反映させることが重要である。そのため、政府全体の予算書において、1994年財政責任法に基づき、次年度及び次々年度以降3年間にわたって発生主義に基づく財務報告書と同様の様式による予測財務報告(Forecast Financial Statement)を作成している（詳細は補論参照）。

5. 政府会計制度の概要

中央政府の会計制度に関しては、1989年公共財政法に詳細に規定されており、これにしたがって財務報告の作成が行われている。

(1)会計基準(GAAP)

官民に共通して用いられる会計基準である「一般に認められた会計原則(GAAP)」が用いられる。

会計基準の設定はニュージーランド会計士協会(New Zealand Society of Accountants)が行い、会計基準評価審議会(ASRB)の承認を得ることとされている。ASRBは1993年財務報告法により設立された公的法人(Crown Entity)である。会計士協会が作成する基準は財務報告基準(Financial Reporting Standard:FRS)及び

会計実務基準(Statement of Standard Accounting Practice:SSAP)と呼ばれ、協会の中に財務報告基準審議会(Financial Reporting Standards Board)を設置して作成を行っている。

原則として会計基準に官民の区別はないが、設定の際に公的部門に特有の問題があるかどうかを考慮しつつ設定される。

主な会計基準は以下のとおりである。

○一般目的財務報告のための概念

- ・財務報告の目的：アカウンタビリティ及び意思決定のための情報提供を目的とする。
- ・財務報告作成の前提条件：報告主体が活動中であり、期間を区切った報告が可能であること、収入・支出を発生主義に基づいて報告を行うことを前提とする。
- ・報告事項の定義及び認識：資産、負債、収入、支出等の定義及び認識範囲について規定する。
- ・費用計測の基礎：原則として取得原価主義を採用しているが、固定資産の再評価については時価評価とする修正取得原価主義が多くの中で採用されている。

○ F R S -1 会計方針の開示

適切な会計方針を選択し、その変更とともに開示を行う。

○ F R S -2 財務報告の表示

・財務報告の基礎：

財務報告の構成は以下の様式による。

- (a) 財務業績報告書(Statement of Financial Performance)
- (b) 純資産変動報告書(Statement of Movements in Equity)
- (c) 財務状況報告書(Statement of Financial Position)
- (d) 現金収支報告書(Statement of Cash Flows)
- (e) サービス業績報告書(Statement of Service Performance) [非財務報告]
- (f) 会計方針及び注釈(Accounting Policies and Explanatory Notes)

・上記各財務報告書及び補足様式全体の内容、表示方法等のフレームワークについて規定（上記(a)～(c)の内容の詳細はFRS-9で、(d)の詳細はFRS-10で規定）

○ S S A P-3 減価償却

- ・減価償却費は耐用年数の間、体系的かつ公正に計上し、再評価された場合は、再評価額を基準とする。
- ・減価償却の方法は、それぞれの資産の用途に適した方法とし、耐用年数は毎年見直し、減耗率も変更する。
- ・財務報告においては、用いた減価償却の方法、耐用年数または減耗率の概要、純資産額及び減価償却額を開示するものとする。

○ S S A P-28 固定資産

- ・原費用は直接費を含む取得原価とする。
- ・再評価は原則として正味現在価格(net current cost)で行い、ある項目の資産を再評価する場合は当該項目の資産を一括して再評価する。
- ・財務報告においては、固定資産の評価方法、評価額等について開示する。

(2) 政府財務報告書(annual financial statements of the Crown)の概要

政府財務報告とは、政府全体(the Crown)に関する財務報告をさす。政府財務報告に関しては、1989年公共財政法第3章に詳細な規定が置かれている。政府は年次報告とともに、月次及び半期報告書も作成することとされている。

①政府財務報告書の構成

○財務業績報告書=運営報告書

　収入及び支出について記載

○財務状況報告書=貸借対照表

　資産及び負債について記載

○純資産変動報告書

　純資産(資産総額-負債総額)の前年からの変化を比較

○現金收支報告書

　実際の現金の受払いについて記載

○借入報告書(Statement of Borrowings)

　国債等未払債務及び債券や預金等の財務資産について記載

○義務報告書(Statement of Commitments)

　年度中の契約によって発生した将来の支出及び負債について記載

○偶発債務報告書(Statement of Contingent Liabilities)

補償金、賠償金等の偶発的債務について記載

○非承認支出・経費・債務報告書(Statement of Unappropriated Expenditure, Expenses and Liabilities)

議会承認額を超えた、または、承認を得ていない支出、負債等について記載

○信託資金報告書(Statement of Trust Money)

政府に預けられている資金について記載

○会計方針報告書(Statement of Accounting Policies)

当該財務報告作成に当たって基となった会計方針に関して記載

○財務報告書注釈(Notes to the Financial Statements)

上記報告書に関する詳細な注釈を記載

②政府財務報告における会計方針の概要

○報告主体(Reporting Entity)

1989年公共財政法第27条に基づく、閣僚(Ministers of the Crown)、中央省庁(Departments)、議会事務局(Offices of Parliament)、準備銀行(Reserve Bank of New Zealand)、国有企業(State-owned enterprises)及び公的法人(Crown entities)が対象である。

○一般的な会計方針(General Accounting Policies)

GAAPに従い、測定の基礎は、資産については再評価を行う修正取得原価主義を採用する。資産の再評価はその潜在能力または得られるであろう経済的便益を反映する方法により行われる。また、特段記載のない限り、発生主義による。

○統合の基礎(Basis of Combination)

報告主体のうち、国有企業及び公的法人を除く主体については「買収法(purchase method)」(歳入、歳出、資産及び負債を取得価額で加える方法)によつて連結し、これら機関相互間の受払いやバランスは消去される。また、国有企業及び公的法人については「修正持分法(modified equity method)」(当該主体の純資産の政府の持分を年度ごとの変動に応じて修正して記録する方法)によつて連結し、未実現の余剰や赤字は消去されるが、その他の受払い等は消去されない。

(3) 各省庁財務報告書

各省庁についても、1989年公共財政法において政府とほぼ同様の財務報告書を作成することとされており、会計方針については政府財務報告と同じである。

ただ、様式については、政府と各省庁の関係上、各省庁自身の運営による収入や支出等とともに、政府全体のために各省庁が管理する業務も行っているため、若干の追加様式が作成されている。なお、必ずしも全省庁が統一されているわけではない。

[標準的な追加様式]

○納税者基金変動報告書(Statement of Movement in Taxpayers' Fund)

納税者基金とは各省庁が保有する純資産額をさし、その額の前年度末から当該年度末までの変動の要因を記載

○省庁分議決支出額報告書(Statement of Departmental Expenditure and Appropriation by Vote)

予算として議決された各省庁の運営による支出に関して記載

○非省庁分議決収入及び支出報告書(Statement of Non-Departmental Revenue and Expenditure by Vote)

政府全体のために各省庁が管理する業務に関して、予算として議決された各省庁分の収入及び支出について記載

○サービス業績報告書(Statement of Service Performance)

非財務的目標に関してアウトプット項目別に予測した業績と達成された業績の対比を記載

6. 固定資産の取扱い

(1) 政府全体及び各省庁の会計における固定資産の取扱いの特徴

○各省庁の会計においては、当該省庁がアウトプットを生み出すために投入されたインプットとしての行政資源のみが対象となる。

○それ以外の行政資源は政府全体の会計に計上される。

(固定資産の例：政府所有の土地・建物、艦船、航空機等の軍備、国立公園、保護区域、政府所有の商業森林、国道等)

○固定資産の評価については、会計基準上は正味現在価格によることとされているが、政府財務報告では資産ごとに評価方法が異なっている。

- ・土地・建物：評価局 (Institute of Valuers) の評価による正味現在価値
- ・軍備・国道：償却後再調達価格 (depreciated replacement cost)
- ・その他の設備等：取得価額から減価償却累計額を差し引いた価格 (cost less accumulated depreciation)

また、各省庁でも上記と同様に資産別に評価方法が異なっている場合が多く、取得価額によって評価している省庁もある。

○減価償却については、推定耐用年数にわたって定額法で算定することとされている。一部の省庁においては、減耗率を用いて算定されている（例：商務省、住宅省等）。

(2) インフラ資産

中央政府の会計の対象となるインフラ資産は次のとおり。（その他のインフラ資産については、地方政府の会計の対象とされる（6. 参照）。）

○国道：国の公的法人 (Crown Entity) であるトランジット・ニュージーランド (Transit New Zealand) が管理。なお、高速道路を除く都市の国道は、地方政府が所有しているため、中央政府の貸借対照表には含まれていない。

○国立公園：中央省庁である自然保護省が管理。

(3) 国のインフラ資産の取扱いのポイント

①中央政府全体の会計の中で、これら資産についても発生主義に基づき評価額が記載され、減価償却費が計上される。

②国のインフラ資産は政府全体の資産 (Crown Assets) として扱われ、これら資産の管理者である政府機関の資産とはならないため、これら機関の会計ではインフラ資産は計上されない。

③②の背景には、国道や国立公園はトランジット・ニュージーランドや自然保護省の仕事の対象であって、各機関のアウトプットを生み出すためのインプットたる資産とは考えられないということがある。

④したがって、これら機関の事務最高責任者（総裁、事務次官等）にはこれら資

産の処分権はない。

⑤ただ、国立公園や国道を管理するための施設（業務用の建物等）はこれら機関の資産として扱われる。

(4) 国道(State Highways) 資産の取扱い

○資産評価：償却後再調達価格により評価（現存の道路ネットワークを最適な建設方法で建設した場合に要すると見込まれる現在価格）。

道路敷地については、正味現在価値の近似値として、隣接地を基に機会費用を用いて評価。

○減価償却：舗装36年、橋梁90年の耐用年数で定額法により算定。

なお、土地及び土工部分と道路構造物の30%については、それらが道路としてのサービスを提供する能力は時の経過によって減少しないと考えられるため、減価償却は行われない。

(5) 資本費用(Capital Charge)

各省庁は所有する資産について資本費用を計上する（政府所有の資産については、資本費用は計上されない）。資本費用とは、各省庁が所有する資産を維持するためのコストであり、いわば資産保有コストである。資本費用は、各省庁の正味資産価値(net worth)に一定の料率を乗じて算定される。資本費用の料率は、毎年予算編成の過程において、各省庁における財源構成等を考慮し、その調達コストを反映して大蔵省によって決定される（例：1996-97年度年次報告における資本費用の料率；大蔵省、保健省、住宅省及び調査・科学・技術省は11.5%、漁業省10.6%等）。

なお、実際に各省庁(Departments)は政府(Crown)に対して資本費用を支払い、国庫に資金留保される（よって、財務業績報告書はもちろん、現金収支報告書に実際の支出として記録されている。）。

7. 地方政府の会計制度

(1) 地方制度

ニュージーランドの地方制度は2層制であり、わが国の県に当たるRegionと市及び郡に当たるCity及びDistrictがある。それぞれがCouncilと呼ばれる公選制の議会を持ち、それぞれの所掌事務に関する行政を行っている。

1995年現在、12のRegionと15のCity及び58のDistrictがある。それぞれの所掌事務は表-III-1のとおりである。

〈表-III-1〉 RegionとCity及びDistrictの所掌事務区分

Region	City及びDistrict
<ul style="list-style-type: none">・資源管理法(Resource Management Act 1991)に基づく河川、湖沼、海岸、地熱、土地(土壤、森林、農地)、大気・水、都市環境(廃棄物等)等の持続的な管理・土壤保全・河川管理法(Soil Conservation and Rivers Control Act 1941)に基づく砂防及び洪水防御・害虫及び有害植物の管理・港湾規則及び海洋汚染管理・地域警察・地域交通計画・公共交通 等	<ul style="list-style-type: none">・土地利用・建築規制・騒音規制・道路・上下水道・廃棄物収集・処理・公園・区画整理・駐車場・年金住宅・保健・図書館・警察・消防 等

(出典: Statistics New Zealand "Yearbook '95")

(2) 地方政府の会計制度

ニュージーランドの地方政府における会計制度については、中央政府と同様、発生主義会計を採用している。地方政府は、地方政府法(Local Government Act 1974)に基づき毎年年次報告を作成することとされており、それぞれその中で財務報告を掲載している。

〔地方政府会計制度改革の経緯〕

○1989年地方政府法改正以前:

地方政府は毎年現金主義に基づく財務報告を作成・公表

○1989年地方政府法改正法 (Local Government Amendment Act 1989:LGA法):

中央政府における公共財政法(Public Finance Act 1989)と同様、財務報告を

「一般に認められた会計原則(GAAP)」によって作成することとし、発生主義会計への移行を義務付け

(3) インフラ資産の取扱いに関する議論

1989年のLGA法に基づき、GAAPによって財務報告を作成することとされたが、インフラ資産の取扱いについてGAAPの固定資産に関する原則(SSAP-28)及び減価償却に関する原則(SSAP-3)をそのまま適用すべきか否かについて大きな議論となった(Lapsley, I & Pallot, J(1997))。

○ 固定資産の評価に関する議論

SSAP-28は、資産は売却可能という前提で時価による評価を原則としているが、インフラ資産は売買が行われない上、現金主義会計時代の情報しかなく評価が困難なこと等により、インフラ資産評価を行うことに対して地方政府の強い抵抗があった。しかし、地方政府管理者協会(Society of Local Government Managers)は、1989年LGA法に従い、原則としてインフラ資産評価についてもGAAPの原則を適用し、償却後再調達価格(depreciated replacement cost)によることとした。

最近では、インフラ資産を評価することが、住民にインフラ投資の規模を認識させることになることや、地方政府側にもインフラ管理への認識を高めるという効果があることから、大多数の地方政府(1994年時点では85政府のうち84政府)でインフラ資産の評価を行っている。また、評価方法についても、一部を除いて償却後再調達価格を中心とした時価評価を行っている(表-III-2参照)。

〈表-III-2〉 地方政府におけるインフラ資産の評価方法(1994)

インフラ資産の評価方法	採用政府数
償却後再調達価格(depreciated replacement cost)	53
取得原価(historic cost)	4
再調達価格(replacement cost)	1
再調達価格-維持管理費(replacement cost less allowance for condition or maintenance)	1
最適再調達価格(optimised replacement cost)	1
正味現在価値(net current value)	3
異なる方法の組合せ(mixture of different bases)	14
評価方法の不記載(評価せず)(base not reported(or not valued))	8

(出典: I. Lapsley & J. Pallot "The Capital Accounting Controversy in Local Government - A New Zealand:UK Comparison")

○減価償却に関する議論

減価償却については、インフラ資産はシステムとして不可欠なサービスを提供するものであり、システムを構成している個々の施設は摩耗し、更新が必要であっても、全体としては耐用年数が不確定であるとの議論がなされた。

そのため、各地方政府においては、インフラ資産の減価償却の方法については、減価償却を行うもの、維持管理費用を減価償却額とみなすもの、両者を組み合わせているもの、減価償却を行わないもの等さまざまな取扱いがなされている（表－III－3 参照）。

（表－III－3）地方政府における減価償却の方法（1994）

減価償却の方法	採用政府数
すべての資産について減価償却する	27
一部資産は減価償却しない	7
減価償却をしない	2
減価償却と維持管理費の組合せ	31
維持管理費のみ	16
毎年再評価する	1

（出典：I. Lapsley & J. Pallot "The Capital Accounting Controversy in Local Government - A New Zealand:UK Comparison"）

○資本費用（Cost of Capital）

1989年LGA法によって、資産保有の機会費用である資本の概念上の費用を報告することが義務付けられた。しかし、実際には、1992年時点で、85の地方政府のうち、33の地方政府が資本費用の料率をゼロとしている。また、すべての資産について資本費用を適用している地方政府はなく、インフラ資産等については料率ゼロとしているケースが多い。そして、地方政府会計における財務報告書上の資本費用の取扱いについてもさまざまである。

（4）地方政府の財務報告の実際例

○オークランド市（Auckland City）

①一般的な会計基準

- ・原則としてGAAPに準拠
- ・測定の基準は、特定の資産については再評価を行う修正取得原価主義（historical cost with the revaluation of certain assets）を採用

②特別な会計基準

[固定資産(抄)]

(i) インフラ資産(Infrastructure Assets)（道路、排水設備、上下水道等）

- ・評価方法：最適再調達価格(optimised replacement cost)－維持管理費用(maintenance provisions)

ただし、土地は評価しない。また、評価は5年毎に見直す。

- ・減価償却：減価償却はしない。
- ・上記の取扱いの理由：インフラ資産は耐用年数が不確定であり、日常的な維持管理及び更新により摩耗しないことによる。

(ii)公園(Parks)

- ・評価方法：1992年6月30日時点の評価に基づいた取得原価で評価する。

ただし、毎年の維持管理費用は考慮しない。

- ・減価償却：減価償却はしない。

[資本費用]

流動負債の毎年の利子率を資本費用の料率とし(1995-96年度は8.8%)、評価額から減価償却費、未使用の維持管理費を除いた資産のコストに乗じて算出する。なお、資本費用は概念上の費用として、運営報告書には記載しない。

○クライストチャーチ市(Christchurch City)

①測定の基準

特定の資産について再評価を行う修正取得原価主義(historical cost as modified by the revaluation of certain assets)を採用

②特別な会計基準

[固定資産] 以下の3つに分類される。

(i) 運営資産(Operational Assets)

土地、建物、設備、機械設備、車両等

(ii) インフラ資産(Infrastructure Assets)

道路、歩道、橋梁、信号機、上下水道、排水設備等

(iii) 制約資産(Restricted Assets)

売却制約地上の土地・建物、信託住宅(Trust Housing)、図書館の蔵書、芸術作品等

[減価償却]

上記固定資産のうち、運営資産（土地を除く）とインフラ資産のみ減価償却を行う。減価償却額は耐用年数期間中の資産のコストとする。具体的な方法は以下のとおりである。

(i) 運営資産

定額法によって減価償却を行う。（例）建物；評価額の1%

(ii) インフラ資産

それぞれ評価額に以下の減耗率を乗じた額を減価償却費とする。

〈表－III－4〉 資産別減耗率(クライストチャーチ市)

資産の種類	減耗率
道路	1.3～3.57%
上下水道設備	1.1～1.25%
道路照明	3.5%
信号機	1991年における評価額の10%。 または、最新の購入額の2～10%
橋梁	0.7%

[資本費用]

1996-97年度は資産の総価値に8.0%を乗じた額を資本費用とする（ただし、実際の現金支出は行わない。）。

○マヌカウ市(Manukau City)

①測定の基準

取得原価主義による。

②特別な会計基準

[減価償却]

(i) 運営資産

土地を除き、耐用年数期間中のコストをもって評価された率で定額法により減価償却を行う。

(ii) インフラ資産

インフラ資産の減価償却は資産維持費(an asset maintenance charge)で代用する。資産維持費は、技術者が見積った永久使用に必要な更新費、維持管理費に基づく（いわゆる更新会計）。

[資本費用については記載なし]

(補論) 発生主義予算

ニュージーランドの中央政府予算は、1994年財政責任法の制定により、1994-95年度予算から発生主義に基づく予測財務報告(Forecast Financial Statements)を含む予算書の作成が求められている。予算編成の概要については、以下のとおりである。

1. 予算書の概要

通常、毎年2月から3月にかけて作成される予算方針(Budget Policy Statement)にしたがって5月から7月に予算書が作成され、議会の承認を得ることとされている。予算書の内容は以下のとおりである。

- 予算談話(Budget Speech)：予算案提出に当たっての大蔵大臣の談話
- 財政戦略報告(Fiscal Strategy Report)：以下の内容を報告
 - ・予算方針による政府の目標と経済・財政最新動向における財政予測の対比
 - ・向う10年間の財政トレンドの概観
 - ・予算方針における長期財政目標と上記概観との対比
- 経済・財政最新動向(Economic and Fiscal Update)：
予算策定時における現在及び向う3年間の経済及び財政に関する最新動向を記載し、その中で発生主義に基づく予測財務報告を掲載
- 支出見積り(Estimates of Appropriations)：
政府予算案における政府支出の見積り額を記載(予算書の本体)
- 各省庁別予測報告(Departmental Forecast Report)：
各省庁別の次年度支出額の予測を記載
- 予算法案(Appropriation Bill)：議会の承認を受ける予算案

2. 発生主義予算(予測財務報告)の概要

(1) 予測財務報告の構成

政府全体の予算書においては、政府財務報告において作成される財務業績、財務状況、純資産変動、現金収支及び借入の各報告書と同様の様式について、それぞれ

予測報告書(Forecast Statement)が作成されるとともに、会計方針及び注釈が付される。そのほか、義務報告書は現実の義務発生額について報告するとともに、偶發債務については現実の債務発生額について「明確な財政リスク報告書(Statement of Actual Specific Fiscal Risks)」として報告される。

なお、各省庁別予測財務報告(Forecast Financial Statement of Departments)については、1994年財政責任法の制定に伴って1989年公共財政法が改正され、発生主義に基づいて作成することが義務付けられたが、予測の範囲は次々年度までである。

(2) 予測財務報告の内容

○ 内容

1997-98年度予算書では、上記の様式について95-96年度の実績及び96-97年度の当初予算額と実績見込み額を示した上で、97-98年度の見積り額、98-99年度及び99-2000年度の計画を示している。

○ 会計方針

すべて政府財務報告の会計方針と同様である。

○ 固定資産の取扱い

- ・ 国道：評価方法については、予測作成日に現存する道路に関しては最適な方法によって建設した場合に見込まれる現在価格に基づく、償却後再調達価格で評価し、その後に建設される道路に関しては、予測費用による。
減価償却に関しては、政府財務報告と同様としている。
なお、予測する際の仮定として、ある年度の評価額は他の期間においても不変であるとしている。
- ・ その他の固定資産：原則として政府財務報告と同様である。

(表 III-5)
財務業績報告書(Statement of Financial Performance)

1996年6月30日までの1年間

(単位: 百万NZドル)

当初予測(1996年度)

予算 見積り

決 算
6/30/96 6/30/95

収入(REVENUE)

政府(Crown)の統治権を通じて得られた収入

21,193	21,373	直接税(Direct taxation)	21,255	19,843	→ Note 1
10,738	10,779	間接税(Indirect taxation)	10,978	10,370	→ Note 2
31,931	32,152	税収合計	32,233	30,213	
223	238	賦課金・罰金等	235	225	
32,154	32,390	政府の統治権を通じて得られた収入合計	32,468	30,438	

政府活動を通じて得られた収入

-	-	商業林(commercial forests)の再評価により発生した未実現損失	(87)	(65)	
1,460	1,546	投資収入(Investment income)	1,606	2,170	
630	672	販売(Sales of goods and services)	662	667	
361	423	その他の収入	410	438	
2,451	2,641	政府活動を通じて得られた収入合計	2,591	3,210	
34,605	35,031	収入合計	35,059	33,648	

支出(EXPENSES)

機能別分類

11,897	12,100	社会福祉(Social security and welfare)	12,240	11,724	
5,137	5,233	保健(Health)	5,228	4,886	
4,967	5,021	教育(Education)	4,949	4,803	
1,556	1,587	政府サービス(Core government services)	1,565	1,340	
1,217	1,237	公安(Law and order)	1,234	1,190	
978	977	防衛(Defence)	970	1,013	
785	813	交通・通信(Transport and communications)	821	796	
723	719	経済・産業サービス(Economic and industrial services)	997	673	
274	299	基本的サービス(Primary services)	304	309	
244	255	文化・レクリエーション(Heritage, culture and recreation)	247	233	
46	47	住宅・地域開発(Housing and community development)	40	46	
114	39	その他	48	181	
3,547	3,471	財務コスト(Finance costs)	3,703	3,757	
-	(572)	純為替差益(Net foreign-exchange gains)	(603)	(551)	
150	-	偶発支出準備(Contingency expense provision)	-	-	
31,635	31,226	支出合計	31,743	30,400	

2,970 3,805 収入 - 支出 3,316 3,248

国有企业(state-owned enterprises)及び公的法人(crown entity)

317	98	に係る純余剰額(純不足額) - 配当	(2)	(553)	
3,287	3,903	運営収支	3,314	2,695	

財務状況報告書(Statement of Financial Position)

1996年6月30日現在

(単位:百万NZドル)

当初予測(1996年度)

予算 見積り

決 算

6/30/96 6/30/95

資産(ASSETS)

44	50	現金及び銀行残高	344	210
9,288	9,360	短期有価証券	9,062	6,523
3,670	3,712	貸付金(Advances)	3,457	4,782
4,540	4,555	受取債権(Receivables)	4,782	4,453
317	347	棚卸資産(Inventories)	336	326
17,287	18,318	国有企業及び公的法人	18,487	16,420
231	220	その他の投資	211	223
13,105	13,978	固定資産(Physical assets)	13,925	13,432
637	646	商業林(Commercial forests)	551	646
8,024	7,519	国道(State highways)	7,759	7,454 → Note 3
12	6	無形資産(Intangible Assets)	7	18
57,155	58,711	資産合計	58,921	54,487
負債(LIABILITIES)				
3,632	3,551	未払金 (Payables and provisions)	4,070	3,824
1,629	1,719	発行済現金 (Currency issued)	1,675	1,620
43,845	42,099	借入金 (Borrowings)	41,500	44,096
7,825	8,149	年金負債(Pension liabilities)	8,332	8,106
56,931	55,518	負債合計	55,577	57,646
224	3,193	資産合計 - 負債合計	3,344	(3,159)

政府收支

→ Note 4

(1,639)	(1,041)	運営収支累積額	(1,550)	(5,074)
1,863	4,234	再評価準備(Revaluation reserve)	4,894	1,915
224	3,193	政府收支	3,344	(3,159)

(単位: 百万NZドル)
 当初予測(1996年度)
 予算 見積り

決 算
 6/30/96 6/30/95

注釈 1: 直接税(DIRECT TAXATION)

所得税			
個人			
12,185	12,508	源泉徴収(Source deductions)	12,539 11,765
3,600	3,291	その他	3,310 3,329
(525)	(570)	還付(Refunds)	(550) (538)
312	322	フリンジ・ベネフィット税	327 301
15,572	15,551	個人合計	15,626 14,857
法人			
4,516	4,514	総法人	4,144 4,027
(50)	(65)	還付	(81) (60)
4,466	4,449	法人合計	4,063 3,967
源泉課税(Withholding Taxes)			
740	961	利子所得(Residents' interest income)	984 684
365	319	非居住者所得(Non-residents' income)	491 285
47	36	配当所得(Residents' dividend income)	30 47
2	56	海外配当(Foreign-source dividends)	59 9
1,154	1,372	源泉課税合計	1,564 1,025
21,192	21,372	所得税合計	21,253 19,849
その他の直接税			
1	1	相続・贈与税(Estate and gift duties)	3 -
-	-	土地税(Land tax)	(1) (6)
1	1	その他の直接税合計	2 (6)
21,193	21,373	直接税合計	21,255 19,843

注釈 2: 間接税(INDIRECT TAXATION)

売上税(Goods and Services Tax)			
11,181	11,223	総売上税	11,337 10,669
(4,028)	(4,088)	還付	(4,075) (3,860)
7,153	7,135	売上税合計	7,262 6,809
物品税			
839	786	ガソリン税(Petroleum fuels)	777 811
603	636	タバコ税(Tobacco products)	655 626
430	435	酒税(Alcoholic beverages)	443 430
1,872	1,857	物品税合計	1,875 1,867
他の間接税			
768	807	関税(Customs duty)	843 780
387	409	道路使用料(Road user charges)	410 382
170	149	自動車税(Motor vehicle fees)	152 157
166	206	印紙税(Stamp,cheque and credit card duties)	216 166
128	124	遊興税(Gambling duties)	126 124
94	92	エネルギー税(Energy resources levy)	94 85
1,713	1,787	他の間接税合計	1,841 1,694
10,738	10,779	間接税合計	10,978 10,370

(単位: 百万NZドル)
当初予測 (1996年度)
予算 見積り

決 算
6/30/96 6/30/95

注釈3: 国道(STATE HIGHWAYS)

費用又は評価			
8,014	7,454	開始残高	7,454
163	135	純追加	126
-	-	純再評価	179
<u>8,177</u>	<u>7,589</u>	費用又は評価合計	<u>7,759</u>
減価償却累計額			
76	-	開始残高	-
77	70	当期における減価償却	69
-	-	純再評価	(69)
<u>153</u>	<u>70</u>	減価償却累計額合計	<u>-</u>
<u>8,024</u>	<u>7,519</u>	純国道(Net State Highways)	<u>7,759</u>
			<u>7,454</u>

(単位:百万NZドル)
 当初予測(1996年度)
 予算 見積り

決 算
 6/30/96 6/30/95

注釈 4: 政府收支(Crown Balance)

運営収支累計額(Accumulated Operating Balance)

(4,926)	(5,074)	開始残高 国有企業及び公的法人の 開始資本の調整	(5,074)	(7,539)
-	-		-	(229)
(4,926)	(5,074)	修正後運営収支	(5,074)	(7,768)
3,287	3,903	当年の運営収支	3,314	2,695
-	130	再評価準備から(へ)の移転	210	(1)
(1,639)	(1,041)	閉鎖残高(Closing Balance)	(1,550)	(5,074)

再評価準備(REVALUATION RESERVE)

1,863	1,915	開始残高 純再評価	1,915	1,911
-	-	高速道路	248	(444)
-	380	土地・建物	420	163
-	-	軍用装備	(29)	45
-	(67)	その他の資産	114	239
-	2,136	state所有の企業及びクラウン	2,436	-
-	2,449	再評価合計	3,189	3
-	(130)	運営収支累計額からの繰り入れ	(210)	1
1,863	4,234	閉鎖残高	4,894	1,915
224	3,193	政府收支合計	3,344	(3,159)

〈表-III-6〉
商務省(Ministry of Commerce)1996-97年度財務報告

財務業績報告書 (Statement of Financial Performance)

1995-96 実績 千NZ\$	1996-97 実績 千NZ\$	見積り 千NZ\$
収入		
政府	43,482	43,482
その他	58,147	56,963
利息	1,357	1,200
収入計	102,986	101,645
支出		
人件費	44,619	48,915
運営経費	39,622	38,243
減価償却費	3,945	4,200
キャピタルチャージ	350	350
支出計	88,536	91,708
純余剰	14,450	9,937

財務狀況報告書(Statement of Financial Position)

1995-96 実績 千NZ\$		1996-97 実績 千NZ\$	見積り 千NZ\$
	資産		
	流動資産		
20,275	現金	22,337	7,251
45	棚卸資産	44	59
7,165	債権及び受取債権	6,075	5,847
-	政府に対する債権	11	-
27,485	流動資産計	28,467	13,157
	非流動資産		
12,066	固定資産	12,017	16,980
12,066	非流動資産計	12,017	16,980
39,551	資産計	40,484	30,137
	負債		
	流動負債		
10,815	債務及び未払金	11,005	4,277
7,869	前受収益	7,573	8,746
2,571	人件費引当金	2,857	2,571
13,771	純余剰支払引当金	14,450	9,937
35,026	流動負債計	35,885	25,531
	非流動負債		
1,530	人件費引当金	1,530	1,530
1,530	非流動負債計	1,530	1,530
36,556	負債計	37,415	27,061
2,995	納税者基金	3,069	3,076

商務省(Ministry of Commerce)1996-97年度財務報告

納稅者基金変動報告書(Statement of Movement in Taxpayers' Funds)

1996年6月30日 実績 千NZ\$		1997年6月30日 実績 千NZ\$		見積り 千NZ\$
1,133	7月1日現在の納稅者基金残額		2995	2995
13,771	純運営余剰		14450	9937
13,771	当該年度総収支		14450	9937
6,323	資本贈与		74	81
-13,771	政府への余剰返戻金		-14450	-9937
-4,461	贈与資本の返戻		-	-
2,995	6月30日現在の納稅者基金残額		3069	3076

現金収支報告書(Statement of Cash Flows)

1995-96 実績 千NZ\$		1996-97 実績 千NZ\$		見積り 千NZ\$
	運営活動による現金収支			
	受取現金			
37,431	政府へのアウトプットの供給		43,482	43,482
56,254	その他へのアウトプットの供給		57,830	55,885
1,364	利息		1,427	1,200
-78,286	支払現金		-80,796	-88,437
647	アウトプット生産費用		350	350
16,116	キャピタルチャージ			
	運営活動による純現金収支		21,593	11,780
	投資活動による現金収支			
	受取現金			
328	固定資産売却		213	300
-4,028	支払現金		-4,047	-9,400
-3,700	固定資産購入		-3,834	-9,100
	投資活動による純現金収支			
	財務活動による現金収支			
	受取現金			
2,776	政府からの資本贈与		74	67
-5,367	支払現金		-13,771	-13,771
-2,461	政府への余剰返戻金		-2,000	-2,000
-5,052	政府への贈与資本の返戻		-15,697	-15,704
	財務活動による純現金収支			
	保有現金純増額		2,062	-13,024
7,364	(プラス)期初現金バランス		20,275	20,275
12,911	期末現金バランス		22,337	7,251
20,275				